

有害使用済機器の保管等に関するこれまでの 検討経緯について

1. 廃棄物処理法とバーゼル法の改正方針の検討

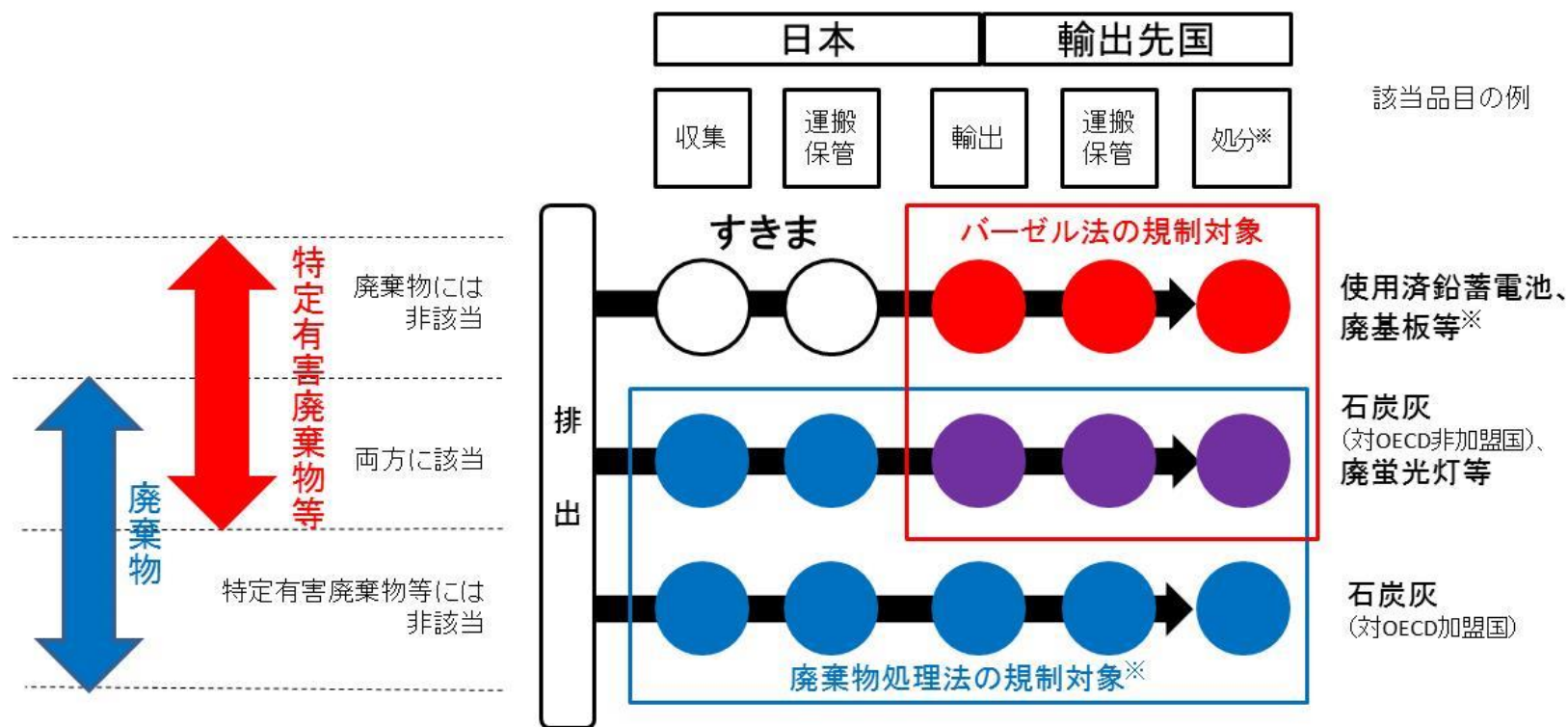
「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」

【現行国内法の基本的枠組みと課題】

◆廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」の解消：

バーゼル法は輸出入時の水際規制が中心であり、その実効性には限界。廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」を埋めることで有害廃棄物等の不適正な越境移動を防止するため、大きく次の2つの方法を検討。

- ① 廃棄物処理法で、使用済家電等のように廃棄物該当性の判断が困難な物に対しても廃棄物処理法の一定の規定を適用することによって、国内での管理を適正化(左図の青枠を上を広げる)
- ② バーゼル法で、上流に遡って国内での管理を適正化(左図の赤枠を左を広げる)



※「処分」にはリサイクルを含む。バーゼル法の下で輸出が認められる要件は、輸出先国がOECD加盟国か否かにより異なり、加盟国向けの輸出の方が緩和されている。廃棄物処理法は、輸出時に輸出先国での取扱いを審査するが、措置命令に関する規定はない。

2. 有害使用済機器の適正保管・処理に向けた検討の概要

有害使用済機器(雑品スクラップ)の不適正保管・処理を防止するため、廃棄物処理法とバーゼル法の一定の規定を雑品スクラップに適用し、規制対象とする「有害使用済機器」の明確化、事業者への届出及び保管等基準の設定等を検討し、法制化。

改正案の成立までの道程

| 年 | 月 | 廃棄物処理法 | バーゼル法 |
|-------|-----|---|---|
| 平成27年 | 9月 | 環境省「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会」を翌年3月までに計5回開催。 <ul style="list-style-type: none"> 両法の一定の規定を雑品スクラップに適用することを検討。 | |
| 平成28年 | 4月 | 検討会報告書を公表。 | |
| | 5月 | 中央環境審議会に「廃棄物処理制度専門委員会」を翌年1月までに計8回開催。 | G7富山環境大臣会合において「富山物質循環フレームワーク」が採択。 |
| | 6月 | 「日本再興戦略2016」閣議決定。 | |
| | 10月 | | 中央環境審議会と産業構造審議会との合同会議を翌年1月までに計4回開催。 <ul style="list-style-type: none"> 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現と規制対象物について法的根拠の明確化を審議。 |
| 平成29年 | 2月 | 専門委員会及び合同会議の報告書の内容が中央環境審議会から環境大臣へと意見具申。 | |
| | 3月 | 廃棄物処理法改正法案が閣議決定。 <ul style="list-style-type: none"> 「有害使用済機器」を指定するとともに、有害使用済機器保管等業者への届出の義務付け、保管等基準の遵守の義務付け、都道府県知事の基準違反業者等への改善命令等の発出等を規定する法案を閣議決定。 | バーゼル法改正法案が閣議決定。 <ul style="list-style-type: none"> 特定有害廃棄物等の範囲を環境省令で定めることができるようにする規定を設けることで、雑品スクラップがバーゼル法の規制対象、すなわち「事前の通告及び同意」手続の対象であることを明確化等する法案を閣議決定。 |
| | 6月 | 国会審議を経て改正法が6月9日に成立、6月16日に公布。 | 国会審議を経て改正法が6月9日に成立、6月16日に公布。 |

3. 廃棄物処理法の改正内容

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。

生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

<規制の内容> (第17条の2)

- ①「**有害使用済機器**」※の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事への届出を義務付け**
※使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）を想定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

4. バーゼル法の改正内容

【現状・課題】

- 有害物質を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続きを経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】